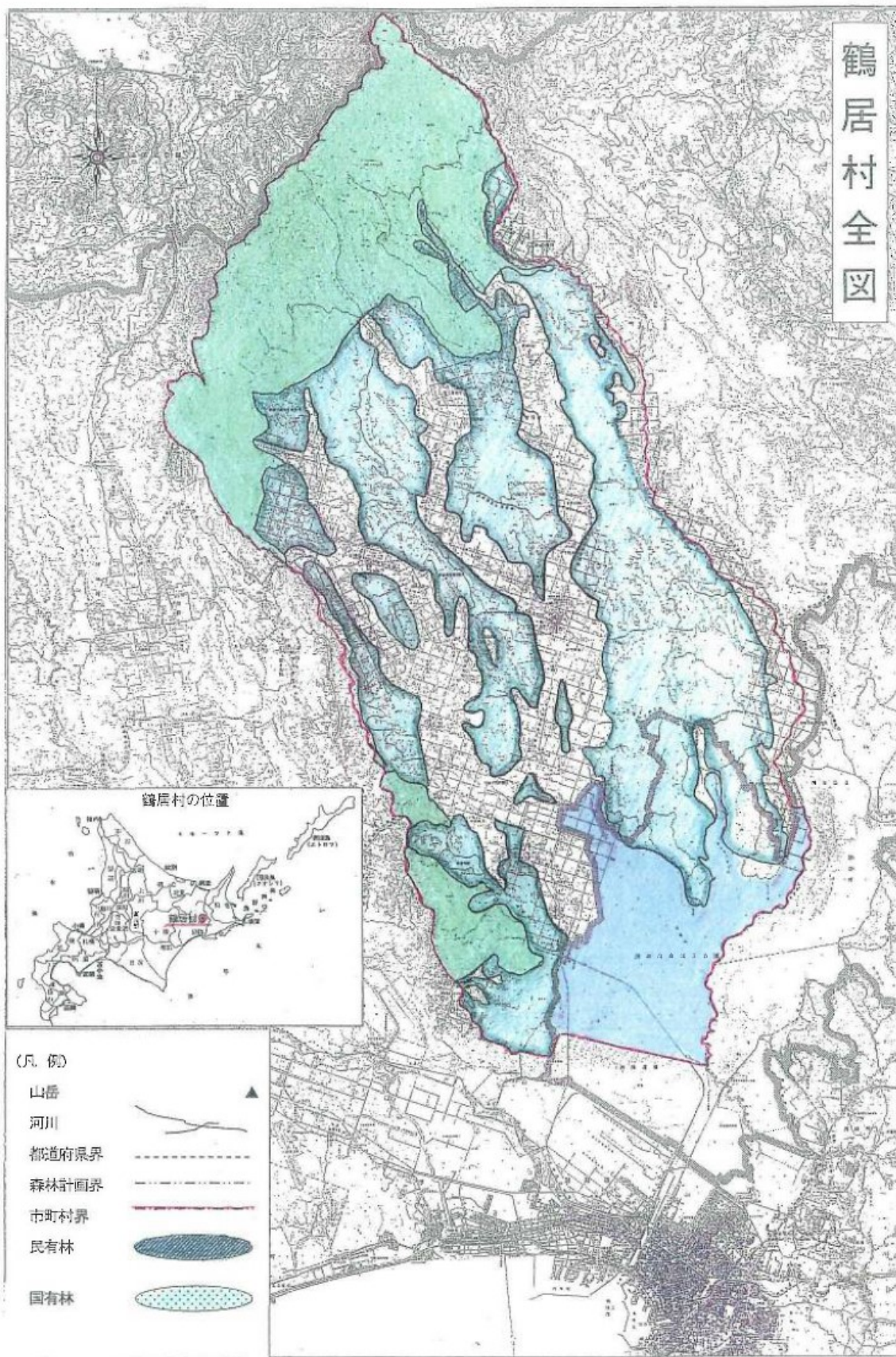


鶴居村森林整備計画書

〔 自 平成29年 4月 1日
至 平成39年 3月31日 〕

北 海 道 鶴 居 村

鶴居村全図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
(3) その他必要な事項	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5
(1) 木材生産林に関する留意事項	
(2) その他伐採に関する留意事項	

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	6
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
(4) その他必要な事項	
2 天然更新に関する事項	8
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他必要な事項	10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2 保育の種類別の標準的な方法	11
(1) 下刈り	
(2) 除伐	
(3) つる伐り	

3	その他必要な事項	12
(1)	その他の間伐及び保育の基準	
(2)	その他間伐及び保育に関する留意事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
(1)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
(1)	区域の設定	
(2)	森林施業の方法	
3	その他必要な事項	14
(1)	水資源保全ゾーン	
(2)	生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
(3)	生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
(4)	施業実施協定の締結の促進方法	
(5)	その他	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
(1)	路網密度の水準	
(2)	作業システムに関する基本的な考え方	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	18
(1)	基幹路網に関する事項	
(2)	細部路網に関する事項	
4	その他必要な事項	19

第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
(1) 人材の育成・確保	
(2) 林業事業体の経営体質強化	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
(1) 林業機械の促進方法	
(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	
(3) 林業機械化の促進方針	
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	20
第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
(1) 森林病虫害等の駆除又は予防の方針及び方法	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	21
3 林野火災の予防の方法	22
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5 その他必要な事項	22
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	22
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2 生活環境の整備に関する事項	23
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4 森林の総合利用の推進に関する事項	23
5 住民参加による森林の整備に関する事項	23
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	
(2) 上下流連携による取組に関する事項	
(3) その他	
6 その他必要な事項	24
(1) 特定保安林の整備に関する事項	
(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	
(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	

- 別表1 植栽によらなければ更新が困難な森林
- 別表2 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
- 別表3 公益的機能別施業森林の区域の上乗せゾーニング
- 別表4 森林施業の方法を特定すべき森林の区域
- 別表5 路網整備等推進区域
- 別表6 基幹路網整備計画

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、北海道東部の釧路管内のほぼ中央、雄阿寒岳東南の山麓に位置し、東は標茶町、北西は釧路市阿寒町と弟子屈町、南は釧路湿原をはさんで釧路市と釧路町に接しています。

本村の総面積は57,180ヘクタールであり、森林面積は36,619ヘクタールで、総面積の64パーセントを占めている。民有林面積は、23,058ヘクタールで、その内訳は私有林20,142ヘクタール、村有林2,916ヘクタールとなっています。その民有林のうち、トドマツ及びカラマツを主体とした人工林の面積は7,186ヘクタールであり、人工林率は31パーセントで全道平均より下回っている。齡級構成では7齡級以下の人工林が4,051ヘクタールで56パーセントを占めており、今後保育、間伐を適正に実施していくことが重要です。

総面積の64パーセントを占める森林は、地域住民の生活に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっております。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化さらに、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本村における森林について、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案して、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）に区分を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健、文化機能の維持増進を図るために推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のため特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における的確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全に努めることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

《公益的機能別施業森林》

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	
水源涵養機能	水源涵養林		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。	
		水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。	
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林	災害に強い地盤環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高樹齢や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定やその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。	
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。	
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林		原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林	生物多様性の保全や保健・レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林位あつては、立地条件や村民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
文化機能		生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの樹種構成及び樹齢からなる森林	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
			保護地やタイプ	原生的な森林生態系構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

《公益的機能別施業森林以外の森林》

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に管理されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種・径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

(3) その他必要な事項

ア 山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。

また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法または文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業に努めることとします。

エ 本村では人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工資源の適正な管理に取り組むこととします。

森林施業は次表の施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

【森林の施業方法】

区 分	施 業 方 法	対象とする森林
育成単層林施業	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林
将来の木施業	長伐期大径材生産を目標にして、比較的早い時期に将来の木を選定し、その周囲を集中的に間伐することで、将来の木に空間を与えて成長を促進させる施業	・単層林を基本とし、地位等から高い生産力が期待される森林

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コスト効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、Iの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本村における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、次のとおりとします。なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹 種		標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林含む）	30
	ヤナギ ^{（注1）}	5
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^{（注2）}	25

（注1） 村長が認める敷料等の木質バイオマス利用の推進を図るために、短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設並びに公益的機能別施業森林は除きます。

（注2） 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐または択伐によることとし、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となる標準的な伐採方法は、次のとおりとします。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離等の社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採時期については、地域の森林構成等を踏まえ、多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

② 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体で概ね均等な割合で行うこととし、原則として材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

イ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等的確な更新に配慮した伐採方法とします。

エ 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保存するように特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。

また、多様な木材需要への対応や間伐コストの低減を図るため、長伐期施業として「将来の木施業」を検討することとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

① 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

② 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

③ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながる恐れが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷を出来る限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等の排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

カ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境及び釧路湿原の保全に配慮した伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

I の「伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、人工造林を実施することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気象、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

区 分	対 象 樹 種
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1含む）、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、アオダモ、ヤナギ、バラ科、カエデ科、イヌエンジュ その他郷土樹種

※ なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。

特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

① 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土

壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

- ② 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、木材生産機能の発揮が期待できる森林においては、将来にわたって育成単層林として維持していくこととします。
- ③ 地容は、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。
- ④ 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ、その他の樹種	～6月10日
秋植え	〃	9月上旬～11月下旬

- ⑤ 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に初期成長が早く、通直性や耐湿性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【植栽本数】

単位：本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	その他針葉樹	アカエゾマツ	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	—

※ なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めることとします。

- ⑥ 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期は④の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けを行うこととします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2,000本とすると、

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、カラマツをhaあたりおおむね600本以上植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

(4) その他必要な事項

効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入による低コスト化に努めることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新を図れる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

天然更新の対象樹種	
天然下種更新	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど
ぼう芽更新	イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齡林^(注3)にあっては成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼稚林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、次のとおり定める

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数} \quad (\text{注6})$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 期待成立本数とは、天然更新をすべき期間が満了した日における天然更新すべき本数の基準で、樹種や階層により異なります。

○広葉樹

階層	上層	中層	下層
期待成立本数	300 本/ha	3300 本/ha	10000 本/ha

○針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	上層	
期待成立本数	カラマツ	300 本/ha
	その他針葉樹	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長させた壮齢林、老齢林。（標準伐期齢に達した天然林）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの。

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積により更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈り出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、掻き起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めることとします。

本村ではカラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るため、木材等生産林として指定した森林の区域のうち人工林について別表のとおり指定します。また、公益的機能別施業森林における水源涵養林のうち、水資源

保全ゾーンとして指定した森林については、良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採後は植栽により機能の早期回復を図るため、別表1のとおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合は1(1)によることとします。

イ 天然更新の場合は2(1)によることとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地持えを行う場合は、全刈りを避け、刈り払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

イ 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取り組みを通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

【間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種	施業体系	間伐の時期（林齢）					標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ （グイマツとの 交配種を含む） （一般材）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て本数：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	17	24	32	40	—	選木方法：定性及び定量 間伐率：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年 標準伐期齢以上：8年
トドマツ （一般材）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て本数：中庸仕立て 主伐時の設定：500本/ha	22	30	39	48	—	選木方法：定性及び定量 間伐率：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年 標準伐期齢以上：9年
アカエゾマツ （一般材）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て本数：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	21	27	35	45	58	選木方法：定性及び定量 間伐率：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：9年

（注1）「カラマツ間伐施業指針（北海道水産林務部監修）」、「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道水産林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期は次のとおりとします。

（1）下刈り

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

（2）除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

（3）つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻きついたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【下刈り】

樹 種	植栽 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①				
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①				
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

【除伐】

樹 種	植栽 年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春	△									
	秋		△								
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

（注1）カラマツには、グイマツ等との交配種を含み、トドマツには、エゾマツを含みます。

（注2）記載の例 ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

3 その他必要な事項

（1）その他間伐及び保育の基準

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれのある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めることとします。

ア 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し、表土の安定を図ることとします。

イ 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理することとします。

ウ 間伐作業にあたっては、立木や森林土壌への損傷を軽減するため林業機械乗り入れをできるだけ控えるとともに、間伐材の搬出では作業道上からウインチによる集材を基本に作業システムを検討することとします。

エ トドマツについては、外的要因による損傷から溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐作業道等においては、根や幹に与える損傷を最小限とするように努めることとし、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮することとします。

（2）その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについて、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、水道取水施設上流域の森林、その他水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図る森林を、別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

② 適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件等を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致に優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等の推進をすることを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹 種	生産目標	仕立て目標	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産 34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産 32cm	中庸仕立て	60年
アカエゾマツ	一般材生産 30cm	中庸仕立て	75年

3 その他必要な事項

本村の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について別表3のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表4のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出のおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表4のとおり定めます。

施業の実施に当たっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うこととします。

伐採跡地については、早期に確実な更新を図ることとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲から土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与

えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要をと認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表3のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本として、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表4のとおり定めます。

また、施業の実施に当たっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては、土砂流出を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表3のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本として、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表4のとおり定めます。

また、伐採による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(4) 施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人の活動においては1または2で定めた施業の方法により施業が進められ、または機能の発揮が期待される取組等について施業実施協定を締結し森林の施業及びそのために必要な施設の設置等を支援していくことを検討します。

(5) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村における一般民有林の森林所有者は、30ha未満の森林所有者が77%と大半を占める。また、一般民有林のうち、30%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。

このため、鶴居村森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営に受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供などを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適

正化を図ることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が、森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意することとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の集積・集約化を図ることとします。

また、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことも検討し、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、制度活用にあたっての意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと考えられる森林を対象として実施するよう努めることとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林の施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地区懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図ることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体等の活動場所の確保と森林施業の確実な実施の確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意するために努めることとします。

ア 一体として効率的に施業を実施するために必要な路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関して必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。

イ 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすることとします。

ウ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすることとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定めます。

区 分	作業システム	単位 路網密度：m/ha	
		路 網 密 度	基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	15以上	15以上

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

グラップル、ウインチ、フォワーダ等を活用。

（注2）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた機器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際を目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を行わない伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠になります。

このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウインチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材（木寄せ）	造 材	巻立て
急傾斜	チェーンソー	スイングヤーダ・タワーヤーダ・トラクタ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	（ハーベスタ・プロセッサ）
中傾斜	チェーンソー	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
緩傾斜	フェラバンチャー チェーンソー	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
	フェラバンチャー チェーンソー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				（ハーベスタ・プロセッサ）
	ハーベスタ チェーンソー	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	（ハーベスタ）	（フォワーダ）

※（ ）は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に林道等の路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を別表5とおりに設定します。

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道指針（平成23年3月31日付け森第1280号北海道水産林務部長通知）により作設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は別表6のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたって維持する森林を主体として、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海

道水産林務部長通知)により開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう、適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談から定着支援までの一貫した取り組みが必要です。

このため、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成や、林家等に対する経営手法・技術の普及指導について関係機関と連携し取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度等を活用するとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、関係機関と連携し経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化を図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本村においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の育成及び活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラバンチャー、プロセッサ等による伐倒や枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッパ等に集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械に

よる安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現状（参考）	将 来
伐 倒		チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、フェラバンチャー
造 材		チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ
集 材		林内作業車、ウインチ	林内作業車、ウインチ、スイングヤーダ・タワーヤーダ
造林保育等	地拵え	チェーンソー	チェーンソー・地拵え機・地掻き機（クラッシャー等）
	下刈り	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力	-

(3) 林業機械化の促進方策

地域の実情に応じた高性能機械の導入による省力化と生産性の向上、生産コストの低減、安全衛生面の向上に努めることとします。

森林組合や林業事業体に対しては、高性能林業機械の開発状況や導入事例等を啓蒙普及するとともに、高性能林業機械の実演会、講習会等への参加を勧め、高性能林業機械による新システムの普及を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けて、住民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図ることとします。

また、地材地消の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、鶴居村が策定した「鶴居村地材利用推進方針」（平成24年3月策定）に即して、公共建築物等において木材・木製品の積極的な利用をするほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他エゾシカによる森林被害または生息情報により補正することとします。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータから食害・剥皮等の被害がある森林及びその周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、エゾシカによる被害を防止する措置を講じるべき森林として、次のとおり定めます。

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	13～291林班	21,926

【道有林】 該当なし

(2) 鳥獣害の防止方法

エゾシカ被害に対しては、人工林及び人工植栽の予定地を中心に、侵入防止柵等の設置と維持管理、忌避剤の散布、枝条巻き、あるいは現地調査による森林のモニタリングや巡視、わなによる捕獲など、効果を有すると考えられる方法を実施することとします。

2 その他必要な事項

ア 生息密度が高い地域では巡視などにより被害の発生状況を的確に把握するとともに、被害を確認した場合または、発生の恐れがある場合、森林組合等関係団体と連携し、森林所有者に対して防除対策を講じるよう助言指導する。また食害の恐れのある地域ではアカエゾマツなどの嗜好性の低い樹種の植栽も検討します。

イ エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかを把握するため、現地調査や情報交換の場を設けるなどし、林業関係者や森林所有者等からの情報収集に努めます。

第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除又は予防の方針及び方法

森林病虫害等については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、本村と釧路総合振興局等の指導機関、試験研究機関等、森林組合、その他関係者が連携して対応します。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア 野ねずみによる森林被害はエゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

ウ 野生鳥獣による被害が深刻な森林においては、その区域を明らかにしたうえで、被害防止対策を講じることとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視やポスター等を利用した予防啓発を行うこととします。
また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化し、山火事の発生防止に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除のために火入れを実施する場合には、「鶴居村火入れに関する条例（昭和62年3月16日条例第2号）」の規定に基づき、山火事等の森林火災に十分留意して行うこととします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用が多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地などの利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

ウ 湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連続した水辺林を整備するなど適切な保護・監理に努めることとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、鶴居村森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者に対する周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進することとします。

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画することとします。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ更新が困難な森林」における主伐後の植栽

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林の施業方法」

ウ IIの第6の3の「森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの「森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

本村は、豊富な森林資源を有しているが、主要産業である農林業の低迷から就業の場が限られたものとなり、今後、若者やU・Iターン者等を積極的に受け入れ、地域のコミュニティや経済の活性化を図っていくために、新たな産業の育成等を通じて、就業機会の創出・確保に努めることとします。

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

本村には、都市にはない多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域特性の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・交流の促進を図る必要があります。

このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業機会の場の創出を行政、地域住民、外部の関係者が一体となって検討していくとともに、木質バイオマスエネルギー利用の研究や地域材の供給コストの低減やロットの拡大、流通の見直し等に積極的に取り組むこととします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

「つるい村民の森」については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、景観を維持するために広葉樹を中心とした植栽を行うとともに、キャンプ場、遊歩道等の森林保健施設の利活用・維持管理に努めることとします。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民を対象とした植樹祭を毎年開催し、自然の大切さや故郷への愛着等を育むための森林づくりを行いより一層の推進を図ることとします。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

近年、地球温暖化等の環境悪化に対して森林の公益的機能がクローズアップされ、川下の住民の関心も高まりつつあるので植樹祭への漁業者等の積極的参加や各種団体が森林を所有し、森づくりを推進するため村・森林組合等が連携して斡旋活動に取り組めます。

(3) その他

様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高いことから、森林所有者等の理解を得ながら、地域住民等に向けて「開かれた森林」を確保し、その整備を進めるとともに、教育・福祉・保健等の分野及び地域森林の指導的立場にある指導林家や林業グループ、森林ボランティア組織との連携を図り、子供をはじめとする全ての人々が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組みを進め、木育の推進を図ります。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合には制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

① 主伐の方法

a 伐採できる立木は、鶴居村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

② 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ha以下とします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、形質、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

③ 特例

a 伐期齢の特例が認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

④ 間伐の方法及び限度

- a 間伐がすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

⑤ 植栽方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は伐採が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法の規定による許可が、道立公園にあっては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができることとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によることとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ①一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ②伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないこととします。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、下表のとおりとします。

《その他の制限林における伐採方法》

区分	制限内容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があるとみとめられるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう原則択伐とし、皆伐を行う場合の伐採面積は1ha未満とします。 (4) 史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。